

前回の専門部会における議論の 結果報告について

【論点①】損傷箇所と類似の条件下にある占用物件（以下、「類似物件」）に対して対応を求める根拠の考え方

- 現行ガイドラインでは、道路の構造又は交通に支障が生じた場合、当該占用者に原則、点検等の実施を求めている。
- 類似物件では同様の事態が生じる恐れが高く、速やかな対応が必要。

⇒類似物件に対する点検等について、同様の事態が生じる恐れが高いことから、速やかに占用者に対して類似物件の点検等を行政指導として求め、当該求めに対応をしない場合は、維持管理基準※を充足していないと判断することは適切か？

※道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。（道路法施行規則第4条の5の5）



【専門部会での議論を踏まえた対応】

類似物件の点検に応じない場合は維持管理基準を充足していないと判断して対応。また、類似物件の考え方について参考情報として記載。

【論点②】占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障の分析について

- 現行ガイドラインでは、占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合、道路管理者は対応終了後、一定の条件を満たすものについて国土交通省道路局へ報告することとなっている。

⇒占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障について、今後の対応検討のためにはどのような事象について報告を求めるべきか？



【専門部会での議論を踏まえた対応】

より多くの事例を集めるため、報告要件の具体化や報告手続きを記載することにより報告しやすい仕組みづくりを行った。また、**蓄積された報告事例について今後フィードバックを実施**する。

【論点③】地下占用物連絡会議等において報告された点検結果に対する対応

- 地下占用物連絡会議等において報告される点検結果等や、道路構造又は交通に支障が生じた箇所の類似物件の点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された場合であっても、予算措置の都合等により措置が終了していないものの存在。

⇒点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことをどのように確認すべきか？



【専門部会での議論を踏まえた対応】

修繕等の措置予定及びそれまでの間の安全確保措置について確認する仕組みづくりを行った。また、占有者の対応が見込まれない場合には代執行等により対応する。

■ 占用物件の維持管理義務法定化（道路法改正：H30）

道路法上、占用物件の維持管理義務に関する規定がなく、責任の所在が明確ではなかったため、占用者が維持管理義務を有することを明記するとともに、是正措置命令権限等を規定。

■ 占用物件の点検結果等の報告規定（道路法施行規則改正：R7.7公布、R8.4施行）

八潮市における下水道管路の破損に起因した陥没事故を契機とし、占用物件の安全性を確認した旨の報告と道路管理者の求めに応じて占用物件の点検結果等について報告を求めることを省令で規定。併せて、道路管理者が適切に運用するための「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」を策定。（参考資料 1）

第1回 占用制度のあり方に関する専門部会で議論（R8.3）

■ 道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きの策定（R8.3）

占用物件の維持管理に対して、道路管理者が速やかかつ適切に対応するために必要な手続きや判断基準等について、現行の適正化ガイドラインを補足する実務担当者向けの資料として、「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引き」を策定。（参考資料 2）

■ 地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認についての策定（R8.7）

地下占用物等連絡会議において報告された点検等の結果、修繕等の措置が必要と判断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことを確認する方法について規定した「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」を策定。（参考資料 3）